

6月23日から29日は男女共同参画週間です

内閣府は6月23日からの一週間を「男女共同参画週間」としています。

男性と女性がそれぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて考えてみましょう。

期間中、中央・武蔵野台図書館では、男女共同参画関連図書や映像資料を取りそろえています。また、市役所一階ロビーで「ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？」(DVD約26分)を上映します。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

地球の食卓くおやこで楽しくワークショップ

子どもまたは親子での参加ができる講座です。夏休み自由研究を先取りしませんか。世界各国の家族の食卓をのぞいてみよう！地球の食卓ゲーム(参加型ワークショップ)を楽しみながら世界の食文化にふれ、知識を増やし、国際感覚を身につけます。

日時 7月21日(土)午後2時～4時

場所 輝き市民サポートセンター

対象 小学5・6年生とその保護者

定員 先着25人

講師 木下理仁氏(かながわ開発教育センター理事・事務局長)

「災害時 みんなを守る 地域の力」 町会・自治会に加入しましょう

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	702	-44	218	-88
昼間(午前7時～午後7時)	450	-42	114	-31
夕刻(午後7時～10時)	237	4	101	-58
夜間(午後10時～午前7時)	15	-6	3	1
最高音圧レベル(デシベル)	116	1	97	1

申し込み 6月18日(月)午前8時30分から電話でシティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699へ。

1万店のスーパーを訪れた買物のプロが、あなたの家庭の味方に！

消費者セミナー 『家計を握る財務大臣へ』 『買物の裏ワザ教えます』

申し込み 申込み用紙に記入し、6月19日(火)からファックスまたは持参で輝き市民サポートセンター ☎551・0166へ。電話、センターのホームページより意見・お問合せ)からも申込み可。

第62回福生七夕まつり情報

★第10回記念大会(株)マルフジPresents七夕織姫コンテスト出場者募集!!

10回目の記念の織姫に、あなたもなってみませんか?

日時 8月2日(木)午後4時30分～(予定)

出場資格 小学生以上の女性で、東京都在住・在勤・在学の方(自薦・他薦・国籍不問)

募集定員 20人(応募者多数の場合は書類選考あり)

審査方法 公開審査で七夕織姫賞1名、特別賞2名、第10回の記念大会にあわせて友好交流都市(北海道登別市・滋賀県守山市)賞を各1名、応援者賞1チームを決定。

★七夕織姫賞『横濱散歩 1泊2日(横浜を満喫するお得な4つのクーポンセット)』

★特別賞①『JTBハーモニフト(上質な時間をお届けする選択型ギフト券)』

★特別賞②『東京湾クルーズ シンフォニーディナークルーズ ペアお食事券』

★登別・登夢くん賞『登別・魅力の詰合せ(登別市の旬の名産をお届け)』



第9回織姫 坂本有沙さん

★守山・もーりー賞『守山・魅力の詰合せ(守山市の旬の名産をお届け)』

★応援者賞『榎屋米穀 地域限定魚沼こしひかり30kg』

申込み 申込書(市役所第二棟2階シティセールス推進課窓口で配布、または七夕まつり公式ホームページ [http://www.fussa-tanabata.com/] からダウンロード)に必要事項を記入し、7月13日(金)(必着)までに、福生七夕まつり実行委員会事務局(シティセールス推進課産業活性化グループ) ☎551・1699へ。

★七夕まつりボランティア飾り作成者募集

七夕まつりを彩る竹飾りを、親子やグループで作ってみませんか?

参加資格 飾り付け部会の指示等に協力できる方

申込み・問合せ 6月29日(金)までに飾り付け部会事務局(商工会) ☎551・2927へ。※土・日曜日除く

★七夕まつり飾り付けコンクール審査員募集

日時 8月2日(木)・3日(金)※時間未定

応募資格・募集人員 市内在住の成人の方で、ボランティアとしてコンクール実施日に審査に参加できる方(飾り付けコンクール参加関係者は除く)・若干名

参加特典 七夕まつり記念品を差し上げます。申込み 6月29日(金)までに飾り付け部会事務局(商工会) ☎551・2927へ。※土・日曜日除く



65歳以上の方の介護保険料についてお知らせします

保険料の改定 市では国の指針に即して平成24年～26年までの第5期介護保険事業計画を策定しました。この計画により(表1)のとおり保険料を条例で決めました。

市では、標準となる所得段階の方で月額900円程度保険料が上がります。

保険料の算定 保険料の算定は、市の介護サービスに係る費用、65歳以上の方の人数により定められます。そのため、区市町村ごとに保険料は異なります。

保険料の徴収方法 保険料は、65歳以上の方から市が徴収する保険料と、40歳～64歳までの方から徴収する保険料(医療保険に合算)の2種類があります。

保険料の納付 7月初めに通知書を送付します。納付方法は納付書で納める「普通徴収」と、年金から天引きする「特別徴収」、その両方で納める「併用徴収」とがあります。

①「特別徴収」の方は…天引きされる額を記載した通知をお送りします。一定の条件(年18万円以上の受給等)を満たしていれば、自動的に始まりますので手続き等は必要ありません。特別徴収が開始になるときは、随時通知をお送りします。

②「普通徴収」の方は…通知書と納付書を送付します。なお、口座振替を利用されている方については、保険料の通知のみお送りします。

③「併用徴収」の方は…通知書と納付書を送付します。10月から特別徴収が始まる方で、7月～9月

までの分は普通徴収、残りが特別徴収となります。**納付時期** 普通徴収は年8回(表2)、特別徴収は年金支給月です。

介護保険は支え合いの制度です。誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

問合せ 介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

(表1) 65歳以上の方の保険料

所得段階	対象者	保険料算定基準	第5期介護保険料(月額)
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者(注1)	基準額×0.45	28,100円
第2段階	市民税世帯非課税で、前年の合計所得金額(注2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	28,100円
特例第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当しない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額×0.65	40,600円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階、特例第3段階に該当しない方	基準額×0.70	43,800円
特例第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85	53,100円
第4段階(基準段階)	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で、特例第4段階に該当しない方	基準額	62,500円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	68,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	78,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	93,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	103,100円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	109,400円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×1.85	115,600円

(注1) 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(注2) 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(市民税が課税されている方で分離課税所得のない方は、市民税・都民税の納税通知書の総所得欄の金額が合計所得です)。

(表2) 平成24年度介護保険料の普通徴収納期限

第1期	平成24年7月31日
第2期	平成24年8月31日
第3期	平成24年10月1日
第4期	平成24年10月31日
第5期	平成24年11月30日
第6期	平成24年12月28日
第7期	平成25年1月31日
第8期	平成25年2月28日

◆福生市の基準額5,209円(月額)